

## 第41回連合自治会総会を開催 今年も夏まつりを開催

### 連合自治会総会

今総会では、新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類感染症」になりました。よって会議での制限がなくなり通常開催をすることが出来ました。代議員定数41名中41名（委任状含む）が出席、会議の冒頭に連合自治会々長が、挨拶と自治会活動にたいしての協力を訴えた。議長選出では、推薦及び立候補者がいないため、承認を得て南亀次郎連合会々長が議長を務めました。蔵本副会長が令和4年度一般経過報告と収支決算報告をした。「夏まつり・ワイワイフェスタの中止」について説明と常任役員を派遣している各活動機関（団体）の活動報告をした、決算報告では4年度は十萬円の積立金会計に入れたと報告。質疑応答では次の意見があった。

7団地から「7団地と西市住との間の市道を特定のトラックが通行する時の振動が激しい、なんとかしてほしい」  
4団地から「西市住側の歩道が、ガタガタです、つまずいて転倒される人もいる、私は毎日散歩している



開会の挨拶をする南連合会長

ので危ない」

1丁目から「連合自治会々長が何年も同じ人が続けている、副会長が代わっても良いと思います、副会長3名の意見を聞きたい」

以上の意見に対して常任役員会として、7団地の意見には「通行の実態を調べてから改善策を考えます」と応答。4団地の意見には「建設事務所現地を確認するよう連絡をします」と応答。1丁目の意見には「会長の意見としては代わってくれる人がいれば大歓迎です」3名の副会長は「南会長にもう少しの間お願いしたい」との意見を述べ、1号議案と2号議案は承認された。

続けて令和5年度の活動計画案・予算案が提案後、1丁目から「三ノ宮クリーニング店跡への入店者がいない問題が未解決と2号議案に書いているのに令和5年度の事業計画には載っていない。連合会が借りて住民の方々の趣味とか教室に使っては。交通問題で要望②について阪急バスには要望しなかったのですか」との質疑が出された。常任役員会は「商店街の空き店舗はイベント等の開催時には利用（無料で）している、教室や会議などの利用は電気が使えない、床も平ではない、改装をすれば返却時に現状復帰の費用がかかると。市バス運休時（大雪）の要望では神戸市から阪急バスに話をするか、解決策を考えることを要請したので、阪急バスとは話をしています。必要の場合には、阪急バスとの仲介人を見つけて接触を図りたい」と応答後承認された。4号議案の常任役員改選の提案は蔵本副会長が説明、令和5年、

6年度の常任役員が承認された。その他議案では、昨年の総会で出された意見「野良猫問題」で「地域猫活動グループ」の存在が確認され、4年度には彼らと2回懇談会を開催、東部衛生監視事務所に「地域猫活動について」の質問状を送り左記の回答を得たと報告した

### 地域猫活動について東部衛生監視事務所との一問一答

#### 監視事務所との一問一答

Q1 地域猫活動とは、何のため？  
A1 地域猫活動とは、地域住民の理解の下、地域でルールを決めて野良猫を管理する行為で、野良猫の数と迷惑（トナリ）を減らしていくことを目的とした活動です。  
Q2 不妊手術を行うことでこれ以上猫が増えないようにする。  
A2 適正な餌やりをする（決まった場所を餌をやる、餌を置きっぱなしにせず片付ける等）  
Q3 トイレの世話をする（排せつ場所を把握し掃除する、トイレを設置して誘導する等）  
単に野良猫に餌を与えるだけでは地域の迷惑になるだけでなく、野良猫を増やしてしまうため、①で野良猫を増えないようにし、②③で猫によるトラブルを減らし、地域で一代限りの命を見守り、最終的には野良猫がいなくなるのが目標となります。  
Q4 人と猫が共生する社会を目指す神戸市はこの地域猫活動を推進しており、平成29年に施行された「神戸市人と猫との共生に関する条例」に基づき普及啓発を行っています。  
Q2 地域猫活動団体登録申請書を提出する目的？  
A2 活動団体に自分たちの活動に関する責任を認識していただくこと、神戸市が地域猫活動を行っている地域を把握することが主な目的です。なお、希望する登録団体へは登録地域での活動支援として腕章やヒップス貸与しています。  
神戸市への登録申請において、地域の同意を得られていることの確認として、自治会等の同意書をもって地域の同意が得られていると判断します。自治会として「活動していることを拒否はしないが、書面で同意まではできない」という意向であれば、活動者が市に登録をせずに活動するということも選択肢の一つと思われれます。  
Q3 地域猫活動団体登録申請書を提出するとき、申請者が自治会等の団体でない場合、自治会等代表者の同意書が必要なる理由？  
（自治会内ではなく、公園などで活動する場合は公園管理者の同意であればいいのでは？）  
A3 市へ登録申請をするにあたって、「活動について、活動地域の自治会等又は管理者の同意を得ていること。」を要件としています。活動地域の自治会等の同意を得られていることの確認については、自治会等の同意書をもって判断しています。なお、活動地域が公園に限定されるのであれば、公園の管理者（ほとんどの場合は建設事務所）の同意があれば登録に支障ありません。  
Q4 同意書に署名した場合の同意者に問われる責任とは？  
A4 同意書署名は、申請する地域猫活動団体が地域猫活動をきちんと行うならば、その活動に対して同意するということになります。地域猫活動により生じた不法行為について民事で争うことになった場合一般的には活動者本人が損害賠償請求者と争うことになるかと思われれます。  
神戸市への地域猫活動団体登録申請書にも「申請団体が」トラブル等が発生した場合は自らが責任を持って解決します。」と記載されています。  
神戸市は地域猫活動を推進・啓発しているため、被害を受けたと主張される方への説明や、活動者への活動内容の確認及び不適切な活動であれば適正に行うよう指導するといったことを行います。また、自治会には自治会内の住民から説明を求められた場合の説明や、自治会への猫に対する苦情発生時に団体へ伝達するといった対応の必要は発生すると考えられます。なお、被害を受けたと主張される方が地域猫活動の啓発をしている神戸市や同意した自治会に対して民事的な訴えを起こすことを否定できません。  
Q5 忌避対策は、猫の存在が苦手な人が行うもので、地域猫活動とはいわない？  
A5 基本的には忌避対策は猫に困っている方が自衛のために行うもので、一方で地域への理解を得ることやトラブルを減らすために、特定の家庭や土地に猫が入らないように忌避剤を利用することも手段の一つとして考えら

れます。そういった目的であれば地域猫活動の一環と言えます。今後、連合会は回答書を参考に活動する事を報告。

最後に南連合会長が代議員の皆様へ、常任役員のご紹介とお礼と決意を述べ総会は終わりました。

左記の9名が今総会で承認された常任役員です。9名では充分な人数ではないと考えますが「安全と安心で住よい街」を目標に役員一同は精一杯頑張る考えです。皆様のご協力をお願いいたします。

### 令和5年度連合自治会常任役員

会長	南 亀次郎	741-0375
副会長	山下 繁夫	743-1746
副会長	蔵本 繁治	741-7867
副会長	林 喜久治	743-0798
書記	野津 秋雄	743-1804
書記	平田 律夫	743-7655
監査	堀井由紀江	742-1609
監査	西山 盛久	741-7781
監査	花 木 武	743-0590

### エポックの夜店中止 今年も中止です。

納涼盆踊り  
第43回

今年も新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類感染症」になり、各地でもイベントが復活してきました。今年度の連合自治会総会において、夏まつり大会を8月12日に開催することが決まりました（感染者数が増加すれば中止の場合があります）。詳細については実行委員会でご確認ください。ご理解・ご協力、宜しくお願い申し上げます。